

## 公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟 (JAF) 公認のもとに国際自動車連盟 (FIA) の国際モータースポーツ競技規則及び同付則に準拠した日本自動車連盟 (JAF) の国内競技規則及び同付則、2016 日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定及び統一規則、スピード行事開催規定及び本競技会特別規則書により準国内格式で開催される。

### 第 1 章 大会組織及び参加

#### 第1条 名 称

プラムカップ in 丸和
(2016 年 JAF 関東ダートトライアル選手権シリーズ第 4 戦)
(JMRC 関東ダートトライアルシリーズ)
<JMRC オールスター選抜戦>

#### 第2条 競技種目

スピード行事　ダートトライアル

#### 第3条 格 式

JAF 公認準国内競技

#### 第4条 開催日

2016 年 5 月 15 日

#### 第5条 開催場所

丸和オートランド那須
栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添 259-1 TEL 0287 (68) 0345

#### 第6条 オーガナイザー

モータースポーツクラブ・うめぐみ 代表 梅沢 三朗
群馬県渋川市北橋町八崎 786-9
エムスリーレーシング 代表 坂本 光弘
栃木県那須塩原市高林 307-17

#### 第 7 条 協 力

JMRC 群馬ダートトライアル部会

#### 第8条 大会役員

審査委員長 近藤 喜弘 審査委員 斉藤 正一
組織委員長 梅沢 三朗 組織委員 岡田 真一・坂本 光

#### 第9条 競技役員

競技長 梅沢 三朗
副競技長 公木 一成
コース委員長 岡田 真一
計時委員長 桑野 光
技術委員長 細矢 敏之
救急委員長 松本 一雄
事務局長 屋敷 紀子

#### 第10条 参加車両及びクラス区分

- 本競技(選手権クラス区分)に参加ができる車両は、2016 年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。
- 選手権クラス区分

N1500&PN1
気筒容積 1500cc 以下の 2 輪駆動の N 車両で排ガス規制、平成 12 年規制以降適合車両および気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両とし AE 車両を含む

PN2
気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動の PN 車両のうち、FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年が 2012 年 1 月 1 日以降の車両

N1
2 輪駆動の N 車両および気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N 車両

N2
気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両

S1
2 輪駆動の SA/SAX 車両および SC 車両

S2
4 輪駆動の SA/SAX 車両および SC 車両

D
排気量および駆動方式による区分なしの D 車両

※過給装置付きエンジンは元の排気量に対し、1.7 倍、又、ロータリーエンジ

ンは 1.0 倍の排気量のクラスとみなす。

#### 第11条 参加車両の補足規定

- 競技中はスパイクタイヤの使用を認めない。
- 全ての車両は、JAF スピード車両規定に準じた 6 点式以上のロールバーの装着を義務付ける。
- 全ての車両は、4 点式以上の安全ベルトの装着を義務付ける。
- 上記の事項以外についても、JAF の定める安全規定を満たしていること。
- 車両番号標を有さない車両は積載し運搬する事。

#### 第 12 条 参加資格

- 参加者は JAF 発給の本年度競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 競技運転者は有効な運転免許証と、JAF 発給の本年度競技運転者許可証を所持していること。
- 20 歳未満の競技運転者は参加申し込みに際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

#### 第13条 参加制限

- 参加受け台数は、150 台までとする。
- 同一選手は 1 クラスしか参加出来ない。
- 同一車両による重複参加（ダブルエントリー）は、2 名までとする。
- 全日本シードドライバーとして認定された場合、各クラス 1 位の者は地方選手権参加は認められない。
- 過去の実績によりオーガナイザーが選考する。

#### 第 14 条 参加申し込みの受付・締め切り及び拒否

- 参加受付
所定の申し込み書及び車両申告書に必要事項を記入し、参加料を添えて現金書留にて大会事務局に申し込むこと。
- 参加申し込み期間
2016 年 4 月 28 日～2016 年 5 月 7 日（必着）
- 参加申し込みの受理及び拒否
参加申し込み締切後参加受理の諾否を通知する。尚、オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を拒否する権限を有する。この場合の参加料は、申し込み者に返金する。（尚、返送料及び事務局手数料として 1,000 円を差し引く）
- 参加料
1 エントリー 15,000 円
- 参加申し込み先及び問い合わせ先
〒325-0107 栃木県那須塩原市高林 307-17 M3 ジャパン(栃内)
プラムカップ事務局 TEL:0287-73-5028 FAX:0287-68-0309

#### 第 15 条 タイムスケジュール

ゲートオープン	6：00～
参加確認受付	6：30～7：20
車両検査	6：45～7：50
ウォーミングアップ走行	6：45～8：00
	(マフラー・排気管の変更交換車及び D 車両 7：00～8：00)
フリーフィング受付	7：55～
ドライバーズフリーフィング	8：10～
競技コースオープン	フリーフィング終了後
第 1 ヒート	9：00～
第 2 ヒート	第 1 ヒート終了 40 分後
表彰式	15：00～
	(競技進行により変更される。)

#### 第16条 車両の変更

車両の変更は、正式受理以後は原則として認めないが、参加車両にやむを得ない事情がある場合、同一部門、同一クラスに限り参加確認受付終了までに申請が有れば競技会審査委員会の承認を得て変更できる。

### 第 2 章 車両検査

#### 第 17 条 車両検査

- 参加車両は、タイムスケジュールに従って指定内の車両検査区域で車両検査を受けなければならない。(車両検査を拒否した者の出走は認めない)
- 技術委員会は不相当と判断した個所について修正を命ずることができ、修正を命じられた車両は再検査を受けなければならない。(不相当と判断された場合は出走出来ない)
- 車両検査後技術委員長の承認を得ずに改造を行った場合又は申告なしに競技車両を持ち出した場合は競技会審査委員会の決定により失格とする。
- 競技終了後、上位入賞者の再車検を行う。なお、分解に要する工具、人員等については、各自準備すること。
- ゼッケン及びステッカーは、オーガナイザーの指定したものを指定の場所へ貼付する。

### 第 3 章 競 技

#### 第 18 条 スタート

- スタート方法は、定位置からのランニングスタートとする。
- スタートは、原則としてゼッケン順に行う。

#### 第 19 条 計時

- 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 計時は、MSC うめぐみ OFFICAL TIMER/JIMQUARTZ で行う。補足としてストップウォッチを使用する。計機故障した場合のみ手動計時を有効とする。(1/100 まで計測する。) なお、その場合は 2 個以上を使用し、その平均タイムをとる。

#### 第 20 条 信号合図

- 日章旗……………スタート合図
- 黄旗……………マーカーのダウン・タッチ
- 黒旗……………ミスコース
- 赤旗……………競技中断（直ちに停止）
- 緑旗……………コースクリヤ
- チェッカー旗……………ゴール合図

#### 第 21 条 順位決定

- トライアルは 2 回、ベストタイムの最も早いタイムを記録した者を上位とする。
- 同タイムの場合は、次の通り、順位を決定する。
  - セカンドタイムの早い者。
  - 排気量の小さい順。
  - 競技会審査委員会の決定による。

#### 第 22 条 慣熟走行及びコース

- ウォーミングアップ走行を行なう（中止の場合もある）。競技コースは徒歩にて行う。
- 競技コースは競技会当日の発表を最終とする。
- 全クラス同一の競技コースとする。
- 競技会途中競技コースに散水する場合があるが降雨として扱う。

### 第 4 章 罰則及び失格規程

#### 第 23 条 罰則

- スタートの指示に従わない場合は、当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。



2016 年 J A F 関東ダートトライアル選手権第 4 戦  
JMRC 関東ダートトライアルシリーズ  
〈JMRC オールスター選抜戦〉

# プラムカップ i n 丸和 特別規則書

主 催 モータースポーツクラブうめぐみ  
エムスリーレーシング  
月 日 2016 年 5 月 15 日(雨天決行)  
場 所 丸和オートランド那須  
協 力 JMRC 関東ダートトライアル部会  
JMRC 群馬ダートトライアル部会

## 協 賛

横浜ゴム 株式会社 住友ゴム工業株式会社  
株式会社 ALEX 株式会社 ブロンコ・バスター  
株式会社 キャロッセ 株式会社 オクヤマ  
フォルテック株式会社  
Winmax (エムケーカシヤマ株式会社)

(順不同)

1. 保安上または不可抗力により特別の事情のある時は、競技会審査委員会の決定によって競技会の延期、中止又は走行距離、競技回数を変更、又は短縮することができる。
2. 競技会の延期または中止の場合には参加料は返還される。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

## 第 7 章 参加者及び競技運転者の遵守事項 第 29 条 参加者及び競技運転者の遵守事項

次の事項を守らない参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする。

- (1) 全ての参加者は本特別規則書に記載されている誓約の事項に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- (2) 競技中、又は競技に関係する業務についている時は薬品などによって精神状態をつくろったり飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
- (3) オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- (4) パドック内は全て 10km/h 以下で走行し、特にいかなる場所においてもプレーキテストや極端な空ぶかしは厳禁とする。(AM7:00 以前は空ぶかしを禁止する)
- (5) ウォーミングアップ走行を含み、競技中はヘルメット、安全ベルトを着用すること。
- (6) ウォーミングアップ走行を含み、競技中はレーシンググローブを着用すること。
- (7) 競技用ヘルメットは JAF の国内競技車両規則付則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」を参照すること。
- (8) ウォーミングアップ走行を含み、運転席側の窓は必ず全閉すること。

## 第 8 章 賞 典 第 30 条 賞 典

- (1) 各クラス 1 位～3 位に JAF メダル 但し表彰者数は (2) に準ずる。
  - (2) 各クラスごとに 1 位～6 位を順位賞として表彰する。 但し、各クラス参加台数の 30% までとする。
- ※ 表彰式に欠席した場合は、表彰を放棄したものとしてオーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

## 第 9 章 付 則 第 31 条 本規則の解釈及び違反

1. 本特別規則及び競技に関する諸規則（公式通知を含む）の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
2. 本規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定する。

## 第 32 条 本規則の施行及び記載されていない事項

1. 本特別規則は、本競技会に適用されるもので、本競技会の参加申し込み受付開始と同時に有効となる。
2. 本特別規則書に記載されていない事項については、国内競技規則及び国際モータースポーツ競技規則に準拠する。
3. 本規則発行後、JAF において決定された事項は全ての規則に優先する。

## 第 33 条 オーガナイザーによる危険回避

1. 競技運転者の 1 回目の走行が著しく危険であった場合、競技長は 2 回目の走行にあたって棄権を要請する場合がある。

## 第 34 条 その他の事項

1. 公式通知の掲示場所：本部前掲示板
2. ドライバーズブリーフィング開催場所：ブリーフィングルーム

## 第 35 条 2016 日本ダートトライアル地方選手権

本競技は JAF が制定した規定・規則に従い上記選手権を実施する。  
「プラムカップ組織委員会」

3. 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
4. マーカーの接触移動又は転倒は、1 本につき 5 秒を加算する。接触の判断は競技役員による。(最終のコントロールラインを車両の総てが通過するまで、対象となる)
5. フィニッシュ後、減速区間が設けられている場合、減速を行わなかった者は、5 秒加算する。この場合の判断は競技役員によって判断されるものとする。
6. 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は、その回の競技を無効とする。
  - I ミスコースと判断された場合。但し、ミスコースに気付き、直ちに後退し正規のコースに戻った場合は、この限りではない。
  - II 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合。

## 第 24 条 失格規定

次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする。

1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
2. 不正行為をした場合。
3. コースアウト等で、当人以外の人及び物に損害を与えた場合。
4. 車両検査後、車両保管までの間に、技術委員の承認を得ずに競技車両を変更、改造した場合。
5. 競技長の承認を得ずに車両検査後、競技車両を会場外へ出した場合。
6. 1 回目のトライアル中、走行が危険であると判断された車両。尚これに関する抗議は一切受付ない。
7. 本年度 JAF 国内競技車両規則に違反した場合。

## 第 5 章 抗 議 第 25 条 抗 議

1. 参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することができる。但し、本特別規則に規定された参加拒否及び審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。
2. 抗議を行う時は必ず書面により理由を明記し、抗議料として 1 件につき、20,900 円を添えて競技長に提出しなければならない。
3. 競技会審査委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。
4. 抗議料は、抗議が成立した場合のみ返還される。
5. 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は、抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この際、車両の分解に要した費用は技術委員長が算定する。
6. コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受付けない。

## 第 26 条 抗議の時間制限

1. 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 競技中の過失又は、反則に対する抗議は、その競技の終了後 30 分以内とする。
3. 競技の成績に関する抗議は、その暫定結果発表後 30 分以内とする。
4. その他の抗議の時間制限については国内競技規則に準拠する。

## 第 6 章 本規則の施行 第 27 条 損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は参加車両及びその付属品が破損、紛失、盗難等の場合、理由の如何に問わず、責任は各自が負わなければならない。
2. 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストは JAF 及びオーガナイザーの大会役員、競技会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役割に最善を尽すことはもちろんであるが、もしその役割遂行によっておきたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

## 第 28 条 競技会の延期、中止または短縮